

補助金でお得に省エネ機器へ更新できます！

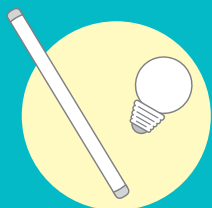
省エネ機器への更新 補助金のご案内

抽選制
3次
募集

省エネ機器導入支援事業は、電気料金等が高騰する中で、中小企業者等における省エネを支援し、地域の脱炭素化を図るため、広島市内の事業所において、省エネ性能の高い機器へ更新する際に必要な経費を補助する制度です。



省エネ機器への更新に要する経費の75%を補助します。

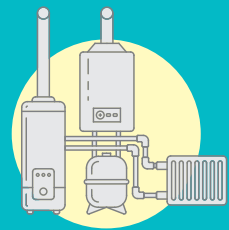


高効率照明

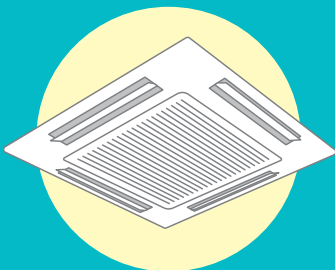
対象機器

次のユーティリティ設備及び生産設備のうち、省エネ性能が高い一部の機器

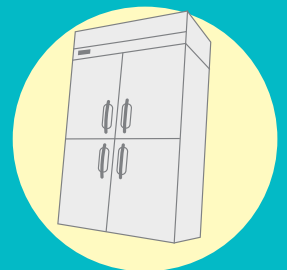
- 高効率空調
- 業務用給湯器
- 高性能ボイラ
- 高効率コージェネレーション
- 変圧器
- 冷凍冷蔵設備
- 産業用モータ
- 制御機能付きLED照明器具
- 高効率照明 (省エネ法で定めるトップランナー基準を満たすLED照明)
- 工作機械
- プラスチック加工機械
- プレス機械
- 印刷機械
- ダイカストマシン
- 産業ヒートポンプ



高性能ボイラ



高効率空調



冷凍冷蔵設備

国が実施する「省エネルギー投資促進支援事業費補助金 指定設備導入事業」において、補助対象設備として登録、公表されている製品(高効率照明を除く)が対象です。

詳細は、ホームページでご確認ください。



申請書の提出は、オンライン(推奨)、事務局への持参、郵送のいずれも可能です。

※持参の場合は、事務局への事前予約が必要となります。

詳しくは裏面をご覧ください。

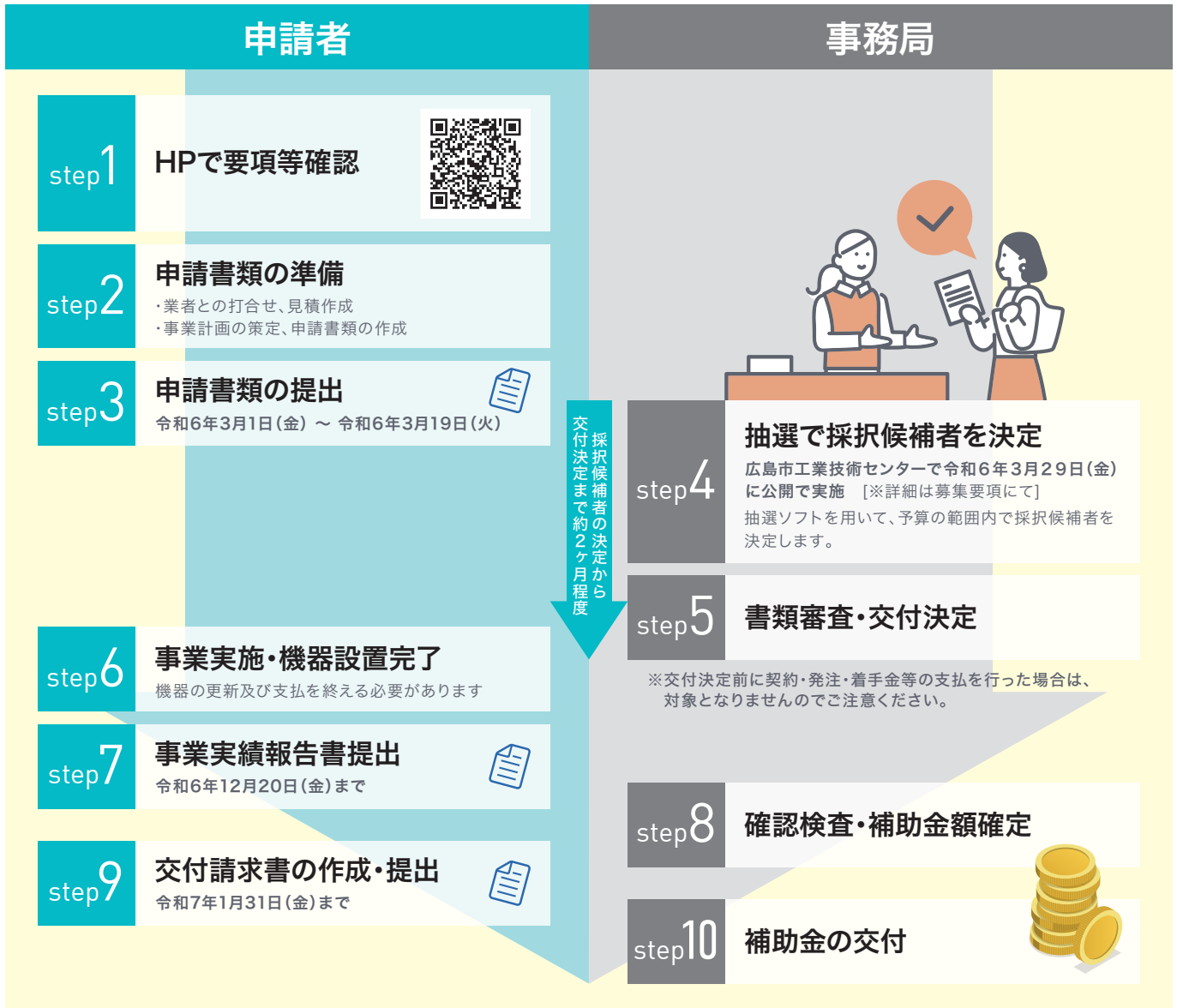
※郵送の場合は、「一般書留」、「簡易書留」又は「レターパックプラス」に限り、受付最終日までの消印があるものを有効とします。

補助金交付
申請受付

令和6年3月1日(金)9:00 ~ 令和6年3月19日(火)17:00

※期間内に申請されたものを対象に、後日抽選で採択候補者を決定します。

補助金申請の流れ



広島市内の事業所において、既存の機器を対象の省エネ性能の高い機器へ更新するものであって、**全ての機器の設置及び支払を完了させた上で令和6年12月20日(金)までに事業実績報告書を提出することができる事業が対象です。**

申請受付期間	令和6年3月1日(金)～令和6年3月19日(火)			※抽選で採択候補者を決定するため、必ず補助を受けられるとは限りません。
補助対象者	広島市内に事業所を有する中小企業者等(個人事業主、組合、NPO法人を含む) ※これまでに本事業で補助金を受領されている方は対象外です(ただし、工事を実施しておらず補助金を受領していない場合を除く)			
補助対象機器	国が実施する「省エネルギー投資促進支援事業費補助金 指定設備導入事業」において、補助対象設備として登録、公表されている製品(高効率照明を除く)※詳細については、ホームページでご確認ください。			
補助率	4分の3	補助限度額	1,000万円/者	
補助対象経費	機器購入費及び工事委託費 ※補助対象外経費: 租税公課、各種保証・保険料、振込手数料等、既存機器の処分に係る費用など			

申請書の提出は、オンライン(推奨)、事務局への持参、郵送のいずれも可能です。

※持参の場合は、事務局への事前予約が必要となります。※郵送の場合は、「一般書留」、「簡易書留」又は「レターパックプラス」に限り、受付最終日までの消印があるものを有効とします。

広島市省エネ機器導入支援事業補助金事務局

MAIL: info@shouenekiki.hiroshima.jp

TEL: (082) 236-6705

住所: 〒730-0042

広島市中区国泰寺町1丁目8-20 国泰寺信愛ビル6階

受付時間: 平日午前9時～午後5時 ※土日祝を除く

詳しくはホームページを
ご覧ください

<https://shouene-hiroshima-shinsei.jp>

